

第15章 快適環境の創造

第1節 快適環境の創造に向けて

人間にとって、自然は生存基盤として欠かすことのできないものであるとともに、人間は自然とふれあうことにより生活にうるおい、やすらぎなどを覚える。

また、人間は歴史的文化的雰囲気や香りにふれることによりその生活は一層奥深く、心豊かなものになり、また、その悠久な歴史の流れの中で生きていることを再認識する。

さらに、人間は人生の大半を過ごす場としての都市が生き生きとした活動の場であるとともに、ゆとりのある都市空間や魅力のある景観を備えた人間性豊かな憩いのある場であることを望む。このように、人間にとって多様な効用を与えてくれる豊かな自然、歴史的文化的な雰囲気や香り、魅力にあふれた都市空間のそれぞれが地域の特性に応じうまく織りなされることにより、真に調和のある生き生きとした快適な環境が生まれる。

快適な環境の創造にあたっては、地域の自然的・都市的環境の持つ特性・機能などを十分熟知している地域住民の深い理解と創意工夫に支えられた積極的な参加や活動を基軸としてすすめることが極めて重要である。

第1章で述べたように、大阪府では平成3年9月に「環境都市・大阪」の実現を図るための基本計画として、「大阪府新環境総合計画(NEW STEP 21)」を策定したところである。

この計画においては、都市・生活型公害や地球環境問題等に対処する他、身近な環境づくりとして、府域の様々な場で快適な環境づくりを進めるために、各種の施策を推進することとしている。

第2節 諸施策の推進

以下、平成3年度において取り組まれた快適環境づくりの事例について、その一端を紹介することとする。

第1 水辺空間の整備

1 河川環境の整備

安威川を北摂山地と大阪都心部及び大阪湾を結ぶ水と緑の回廊とし、都市生活の中で人々が自然とふれあえる貴重な空間として“現存している川特有の自然的環境をできる限り守り育てる”“人々が親しみやすい、地域になじんだ川”とするために「安威川・水と緑の回廊

計画」を昭和57年度から（護岸工、高水敷整備）実施している。

また、南河内の中心部を貫流する石川において、洪水から地域住民の安全を確保するとともに、地域の自然、歴史、風土と調和した水と緑にあふれる河川緑地とするため、総合的な水辺環境を整備する「石川あすかプラン」を昭和61年度から、さらに芥川については、水害、土砂害に強い魅力あるまちづくり、地域に調和した水辺空間の整備、水と緑のネットワークづくりなどを内容とした「あくた川2 1」を昭和63年度からそれぞれ推進整備している。

これらにより、住民の水辺空間への関心が高まり、水遊び、つり、ジョギングや多目的広場においてはゲートボール、納涼夏祭り等都市の中のオープンスペースとして広く利用されるようになってきている。また、河川空間の美化活動等住民の河川愛護意識を高める啓発活動の場としても役立っている。

2 ため池の整備

府下に散在する多くのため池を農業用施設として生かしつつ、周辺の緑化や遊歩道等の整備を行い水と緑に包まれたオアシスとして総合的に整備し、地域環境づくりを進めていくための基本方向を示した「オアシス構想」が平成3年4月に策定され、平成3年度においては久米田池（岸和田市）、菰池（堺市）、伊賀今池（羽曳野市）、清水池（高槻市）の4地区で周辺緑地、遊歩道の整備等を実施した。

第2 市街地のみどりの拡充

1 都市公園の整備

(1) 府営公園の新設・整備

身近に自然に接する場を府民に提供するため、快適な都市づくりの拠点として府営公園の整備を進めている。平成3年度は、昭和61年度から整備を進めてきた蜻蛉池公園（岸和田市）を第14番目の府営公園として、昭和63年度から整備を進めてきた深北緑地（寝屋川市、大東市）を第15番目の府営公園として、それぞれ開設した。

また、石川の高水敷等を利用して総合的な水辺環境を整備する「石川あすかプラン」（昭和61年度～）に基づく石川河川公園の整備計画や、蝶の生態観察など自然とのふれあいの場を提供する箕面公園パークセンターの建設事業を推進した。

(2) 魅力ある府営公園づくり

府営公園が花と水、緑豊かなアメニティ空間となるよう、それぞれの公園の個性を活かしながら整備をすすめる「愛パーク大阪」事業を推進している。花や水を活用して公園の魅力を生み出す「はなみづき事業」を住吉公園他7公園で、高齢者や身障者等の利用に配慮した公園施設の改修を行う「ハートフル事業」を服部緑地他9公園で、それぞれ実施した。

2 施設緑化の推進

(1) 鉄道緑化推進事業

府民が日常利用する公共的空間である鉄道敷を緑化し、緑のベルトを創出することにより都市アメニティの向上を図るものであり、平成3年度から実施している。これは植栽、土壌改良及びこれに関連する経費を補助対象として、1億円を限度に助成するものであり、平成3年度はJR阪和線（北信太駅・信太山駅間）で実施された。

(2) 緑化モデル事業

地域の景観の向上につながるようなモデルとなる緑化を推進する事業として昭和61年度から実施している。これは市街化区域内の民間施設で、主に道路に面した部分での緑化工事に対して一定額を助成するものであり、平成3年度においては府下7箇所を実施された。

(3) まちの小さな森づくり推進事業

みどり豊かな大阪を創るため、都市にゆとりとうるおいを取り戻し、地域住民に親しまれる小さな森を造成する緑化事業として平成2年度から実施している。これは民間施設の地域に開放された場所で、工夫を凝らした植栽による「小さな森」づくりに対して一定額を助成するものであり、平成3年度は府下9箇所を実施された。

(4) 都市景観創出緑化モデル事業

公共性が高く重点的かつシンボリックな民間施設の緑化に対し、助成することにより、良好な都市景観の創出を促進するものである。平成3年度においては東大阪市の被服団地及び泉佐野市の泉佐野センタービルの2箇所を実施した。

以上のほか、大阪府においては公園・緑地等の整備、道路や公共施設の緑化に加え、府立学校、住宅団地等の建築物の外壁、工作物の擁壁、都市河川のコンクリート護岸等に蔦を植栽するなど「垂直緑化の推進」を図る等、様々な施策を推進している。

3 緑化の促進・啓発・指導等の実施

(1) 緑化樹の養成、配布及び工場の緑化推進

緑豊かな生活環境を創出するため、緑化樹の養成を行い、住民が協同して行う地域緑化及び府、市町村の行う公共施設の緑化等に対して、23万本の緑化樹を無償配布した。

また、工場の緑化を推進するため、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに工場緑化用樹木の無償配布、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化推進のための助言・指導を実施した。

(2) 大阪みどりの基金の活用

みどりの基金をさらに拡充するとともに、これを活用し、(財)大阪みどりのトラスト協会への運営助成などを通じた幅広い府民運動の推進、市街地緑化の推進、良好な自然環境の保

全や普及啓発など多彩な事業を展開した。

(3) 緑化センターの運営

緑化に関する知識・技術の総合的な指導、相談を行う拠点として昭和58年度から府立緑化センターを開設している。ここでは施設緑化の指導や情報提供、緑化に関する資料等の展示、講習会や研究会などを実施しており、平成3年度においては1,208件の相談があった。

以上のほか、広く府民に緑化の普及啓発を図るため、四条畷市との共催による第39回大阪府植樹祭や大阪市との共催による大阪花まつり、大阪城菊の祭典を行う等様々な緑化の啓発・指導等を実施した。

なお、大阪府においては市街地の緑化を推進するため、大阪府施設緑化基準に基づき指導を行っているところであり、その基準は表2-15-1のとおりである。

表2-15-1 大阪府施設緑化基準

施設の区分		緑化基準（緑被率）
公園・ 緑地	住区基幹公園	敷地面積のおおむね 30%以上
	都市基幹公園等	40%以上
	広域公園（森林を主とする広域公園を除く。）	50%以上
	森林を主とする広域公園	90%以上
教育施設	幼稚園、小・中・高校等	20%以上
	大学等	30%以上
	社寺・古墳	70%以上
	道路	10%以上
	緑道	70%以上
	水辺	10%以上
公共施設	庁舎等	20%以上
	社会福祉・環境衛生施設	30%以上
住宅	1戸建（長屋建）住宅	20%以上
	共同住宅	30%以上
	工場等	20%以上
	医療施設	30%以上
	鉄道	30%以上
海浜地	保全林・保安林	100%
	埋立地	20%以上

(注) 緑被率 = $\frac{\text{緑被地面積}}{\text{敷地面積}}$

第3 快適な都市生活空間の創造

1 景観の保全・創出

個性と魅力あふれる文化的香りの高いまちづくりを推進するため、都市景観づくりや建築美観の誘導等により都市全体の景観の向上に努めている。

(1) 都市景観づくり

都市景観づくりの取り組みとしては、府民参加による創意と工夫を活かしたまちづくりを促進するため、「大阪府まちづくり推進事業」を昭和59年度から実施しており、平成3年度は摂津市との共催で、まちづくり功労者に対する知事表彰や講演会等を実施した。

また、個性と風格のある都市景観の形成を促進するとともに、都市景観に対する意識の高揚を図るため、「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」を昭和56年度に創設し、景観上優れた建築物等を表彰している。平成3年度は、高槻・阿武山一番街が大阪府知事賞を授賞したほか、9箇所の建築物等が授賞した。



大阪府都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）において大阪府知事賞を授賞した高槻・阿武山一番街

(2) 建築美観の誘導

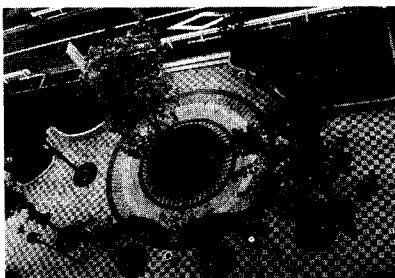
建築美観の誘導については、府及び市町村で構成する「大阪府建築美観誘導推進協議会」（昭和62年度設置）においてその実施に向けて協議するとともに、昭和63年度に作成した「建築美観誘導実践のマニュアル」の活用により、建築美観の誘導を促進している。

また、個性豊かな美しい景観づくりを総合的・体系的に進めるための基本となる景観マスタープランを作成する市町村に対して助成することにより、府下での美観誘導の定着を図っている。平成3年度は枚方市及び田尻町に助成した。

2 魅力ある空間・場・施設の創出

既存市街地内でのいこいの空間の拡大や都市景観の向上、地域のシンボルづくりを進めるため、府有施設のオープンスペースを、道路・駐車場・空閑地等と一体的に活用する「ポケットパーク整備事業」を実施している。これは高木による木陰の確保や、開放的なエリアに

は低木の植栽を、また、くつろぎの場としてのベンチの設置等、緑豊かな憩いの空間として整備するものである。



南河内府民センター内のネットパーク



府営住宅敷地内の「ふれあい広場」

3 良好な住環境の整備

地域の発意と創意に基づき、地域に根ざした総合的な住宅政策を展開するため、市町村が行う「地域住宅計画（HOPE計画）策定事業」を支援している。平成3年度においては、守口市が既成市街地の住宅・住環境等を整備するため本計画を策定し、大阪府はこれに対し補助したところである。

一方、低質な民間木造賃貸住宅が集中している地区において、良質な住宅への改善を促進し、あわせて道路・公園等の公共施設の整備を行うなど、住環境の改善を総合的に実施する市街地住宅密集地区再生事業を昭和58年度から実施している。平成3年度においては豊中市庄内地区等における老朽化した木造賃貸住宅の除却に、寝屋川市萱島東地区等における公共施設整備のための用地取得に対しそれぞれ補助することによって、良質な住宅の供給と住環境の改善に努めたところである。

また、府営住宅の建設・建替えにあたっては入居者だけでなく地域の人々が交流し、ふれあえる場として緑豊かな「ふれあい広場」を整備することにより、アメニティ豊かな居住環境を創出することとし、平成2年度から実施している。平成3年度においては寝屋川池田住宅等5団地において実地した。

第4 市町村の取り組み

市町村においても様々な取組みがなされており、以下に数例を紹介する。

1 水辺空間の整備

堺市では大小路シンボルロードと府道大和高田線から内川遊歩道へのアプローチとして歩道を改良し、歩行者、自転車利用者にうるおいとゆとりのある空間を確保する「古（イニシエ）の散歩路整備事業」を平成3年度から2カ年事業で実施している。これは内川ふるさとの川整備事業に付随する周辺整備事業であり、内川遊歩道との一体的利用によって都心部における良好な空間作りと堺駅や公園等公共施設への導線として、また夜市や堺まつり等イベントにも利用される。

岸和田市では春木川ふるさとの川モデル事業による河川改修に伴い両岸に緑道を設けて、「緑と文化の軸」として市民に親しまれる河川空間を創出し、市街地にある自然性の高い貴重なオープンスペースとして育成する「春木川緑道整備事業」を平成3年度から8カ年事業で実施している。

また同市においては、牛滝川の砂防事業と一体となって水と緑のレクリエーションの場を創造する「牛滝川ふるさと砂防事業」や「牛滝川周辺整備事業」を平成3年度から実施している。

吹田市では安成川に沿う味舌水路敷の一部を暗渠化し、いこいと健康づくりのための広場とする「味舌水路敷整備事業」を昭和61年度から実施し、平成3年度に完成した。今後、世代間を通じた市民のふれあいの場として、また、環境改善及び防災等の役割を果たすものである。

八尾市では「アーバンオアシス楠根」をキャッチフリーズに広域的な水と緑のネットワークの一環としてアメニティ空間を演出し、住民の相互交流や環境整備への啓発を促す等のコミュニティ形成の一助を目指し、人工せせらぎ、散策路を設ける等によりうるおいのある水辺空間の整備等を行っている。平成3年度においては、「水辺の並木道」をテーマに修景整備の一部を実施したところである。

2 市街地のみどりの拡充

大阪市では、都市内での緑の骨格づくりとして交差点を中心とした歩道植樹帯に高木（主に常緑樹）を植栽し、面的な広がりをもった「まちかどモールづくり」を市内主要交差点付近6箇所で開催した。また、花の溢れるまちづくりを推進するため、街園及び歩道植樹帯に花壇を設置し、草花による修景を行う「まちかど花壇づくり」を市内主要交差点 付近26カ所で開催した。

貝塚市では失われつつある緑を少しでも取り戻すため、身近な公共施設の緑被率を高めることにより快適な環境を確保し、また市民の緑化に対する意識の高揚を図るため、「公共施設成木植栽事業」を児童遊園36箇所及びその他公共施設で実施した。また、その維持管理

等に関しても積極的な市民参加が得られている。

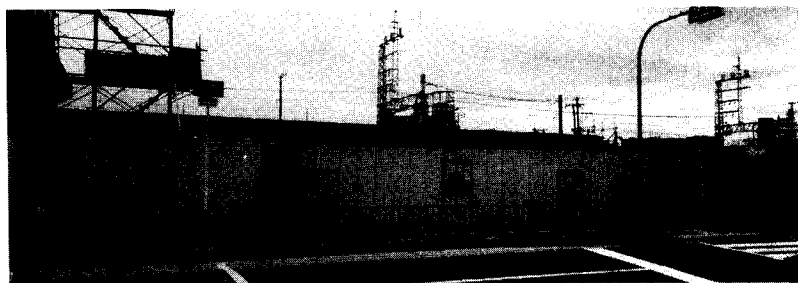
八尾市では、みどり豊かなまちづくりを達成するためには公有地と民有地が一体となって整備保全を図る必要があるということから、みどりを豊かに演出し、まち並みにうるおいを与え、市民にいいとやすらぎを与えているまちかどを市民の推薦により毎年、住宅2箇所、事業所1箇所を表彰する「みどりの街かど賞」を実施している。なお、表彰された箇所にはプレートを設置している。

3 快適な都市生活空間の創造

枚方市では公共下水道事業雨水路整備の一環として、下水道水緑景観モデル事業「香里こもれび水路」を平成3年度から2カ年事業で実施している。これは、都市空間でも自然と親しみ、水と緑のまちづくりをめざそうと、香里中央雨水幹線の整備と併せ、せせらぎ水路、遊歩道等を設け、楽しい水辺空間を演出し、いいの場、うるおいの場となる環境をつくるものである。

豊中市では鉄道高架工事中の周辺景観対策として、駅周辺（首根駅、岡町駅、豊中駅）の工所用仮囲いに色彩豊かで楽しいデザインのイラストパネルを取り付けた。これにより、単調な建設現場周辺が明るくわらいだ空間になり、道行く市民に親しまれている。

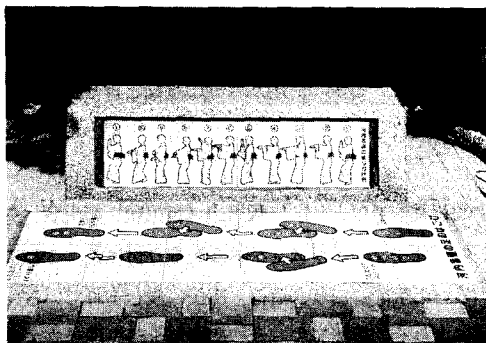
また、同市では農地の宅地化によりその機能を失った、農業用水路を埋め立てる水路跡整備事業を服部豊町地域等で実施した。これにより、従来臭気が絶えなかった水路が快適な生活空間として生まれ変わった。



工所用仮囲いに取り付けたイラストパネル

八尾市では市内の快適な道路環境を創出するためのロードピア構想に基づき住区総合交通安全モデル事業の一環としてコミュニティ道路整備事業を実施している。これはコミュニティ道路（歩道）を設置することにより、植栽・路面の改善、道路と沿道公園との一体的な景観の修景、標識等を整理することにより、快適性の向上を図るものである。

また、同市では「せせらぎとみどりの散歩道・玉串21」を基本テーマに「市道山本第373号線シンボルロード事業を実施している。平成3年度においては、遊び心を演出するため、絵陶板に河内音頭の振り付け・ステップを焼き付けたディスプレイをスポットテラスに設置したほか、5基のパネルボードで周辺の歴史・自然・文化を紹介した。良質のデザイン・品質の施工材料を使用して、本事業対象箇所周辺の良い市街地形成に貢献し、現況の自然資産の保全を図りつつ、道路に現代的なアメニティ機能を付加し、全市民の財産となる郷土シンボルにふさわしい道づくりに努めている。



河内音頭の振り付け・ステップを焼き付けたディスプレイ